



3 結婚・離婚にともなう各種届出

婚姻届、離婚届の提出にともなって、以下のような各種届出を行わなければいけません。この場合、市区町村の役所だけでなく、勤務先や学校を通じて届出をすることも多いので、勤務先や学校にも知らせる必要があります。

必要な届出	届出先
在留資格の変更	地方入国管理官署
外国人登録の変更	市区町村の役所(B 外国人登録 3 参照)
転居届	市区町村の役所
転入届	あたらしい居住地の市区町村の役所 市区町村の役所
国民健康保険・国民年金の住所・名義変更	市区町村の役所
運転免許証の住所・名義変更	警察・運転免許試験場
身上異動届	勤務先
預貯金の住所・名義変更	金融機関
電気・ガス・水道の契約変更	電力会社、ガス会社、水道局
電話の移転・新設	電話会社
郵便物転送のための変更届	郵便局